

公 示 公 告

次のとおり見積合せを実施します。

令和7年12月5日

那霸地方裁判所

支出負担行為担当官

那霸地方裁判所長 柴田義明

1 件名

令和7年度事務記録等廃棄作業（単価契約）

2 調達内容等

別添「請書（案）」のとおり

3 見積書提出期限等

別添「見積合せ要領」のとおり

請　　書（案）

1 件名

令和7年度事務記録等廃棄作業（単価契約）

2 契約年月日

令和7年●月●日

3 契約内容

別紙1 仕様書のとおり

4 契約単価等

別紙2 単価表のとおり

5 予定総額

金●●●, ●●●円（うち消費税及び地方消費税相当額●, ●●●円）

6 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7 検査

- (1) 受注者は、業務が完了した場合には、書面により、その旨を発注者に通知する。なお、業務完了の通知の書面は、別紙1の7に定める各提出物に替えることができる。
- (2) (1)の提出は、原則その月の最後の作業日から起算して10日以内に提出するものとする。ただし、3月の作業に関しては、契約期間内に提出する。
- (3) 発注者は、(1)の通知を受理した日から起算して10日以内に発注者の定めた検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知する。
- (4) 受注者は、(3)の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合は、発注者の指示に従い、遅滞なく必要な措置を講じ、検査職員の再度の検査を受ける。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務を完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

8 代金の支払時期及び方法

- (1) 受注者は、7の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

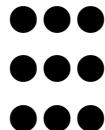
9 その他

この契約に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

以上の条項によりお請けします。

令和 7 年 月 日

受注者



那覇地方裁判所支出負担行為担当官 殿

仕様書(案)

1 件名

令和7年度事務記録等廃棄作業（単価契約）

2 履行期限

令和8年3月31日（火）

3 履行場所

別表のとおり

4 予定数量

別表のとおり

ただし予定数量については、増減することがある。

5 作業日等

契約締結日から令和8年3月18日（水）までの間で、発注者と受注者が協議して定める日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、午前9時から午後5時までの間とする。

6 業務内容

細断処理又は溶解処理

（1）搬出作業等

ア 裁判所が排出する機密文書（以下「記録等」という。）を、搬出及び分別の上、
シュレッダーによる細断又は溶解の方法により、当該記録等の内容が判読不可能な
程度に処理する（以下、「記録廃棄処理」という。）。

イ 記録廃棄処理で生じた紙くずは、再資源化する。

ウ 作業場所まで車両を使用して運搬する場合は、受注者において次のとおり対応す
る。

（ア） 記録等の落下・飛散・流出等を確実に防止することができる荷台付き運搬車
両及び容器等（以下「運搬車両」という）を用意する。

（イ） 運搬車両の荷台の扉については施錠するなどして、運搬中の記録等の落下・
飛散・流出等を確実に防止する。

（ウ） 過積載等がないよう関係法令を遵守する。

（2）分別作業

ア 記録等は、記録廃棄処理前に、受注者においてリサイクル可能なものとリサイク
ル不能なものに分別する。

イ リサイクル不能なものは、所定のビニール袋等にまとめた上、各裁判所の保管場
所等で引渡す。

（3）計量作業

計量は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 記録廃棄処理前の計量による方法

受注者は、分別作業後に、記録廃棄処理を行うものの重量を計測する。この際、（2）イにより各裁判所に引き渡すものがある場合は、その重量を差し引いて計測した重量を特定する。

イ 細断後の計量による方法

受注者は、細断作業後、細断後の紙くずを計測する。

(4) 監督

記録廃棄処理の監督は、原則、アの方法による。ただし、受注者においてイの方法による体制を準備できる場合は、発注者と受注者が事前に協議の上、イの方法によることができるものとする。

ア 発注者の職員が受注者の作業場所に臨場する方法

(ア) 受注者の作業場所は、発注者の職員が所属官署を午前8時30分以降に出発し、当該場所での記録廃棄処理に立ち会った上で、午後5時までに所属官署に帰任できる範囲内の場所でなければならない。

ただし、受注者は、発注者が承諾した場合には、発注者管理の建物で記録廃棄処理を行うことができ、その際の作業及び監督を行う具体的な場所は発注者が指定する。

(イ) 受注者は、監督のため作業場所に発注者の職員を立ち会わせなければならぬ。また、作業前と作業後には、未処理の記録等がないか発注者の職員に確認させなければならない。

(ウ) 受注者は、発注者の職員が安全に作業に立ち会うことができるよう十分に配慮する。

イ 発注者の職員が受注者の作業場所に臨場せず、遠隔地から監督を行う方法

(ア) 受注者において(イ)及び(ウ)の条件を満たし、作業の監督を十分に行うことができる体制があるものと発注者が認めた場合には、受注者は、受注者において作業工程をカメラ等で撮影した映像を送信することにより、遠隔地にいる発注者の職員がリアルタイムで記録廃棄処理の様子を確認できる方法（以下、「リモート」という。）により監督を受けることができる。

(イ) カメラ等の撮影機器のほか、撮影した映像を送受信するために必要な通信機器など、リモートでの監督を行うために必要な一切の機材は受注者において準備する。

なお、リモートでの監督を行うために発注者が指定するアプリケーションを利用する場合には、当該アプリケーションのほか同アプリケーションによるリモートでの監視が可能となる環境を受注者において準備する。

(ウ) 受注者は撮影する記録廃棄処理の過程に死角が生じないようにカメラを設置する。

また、発注者が指示した場合には、設置したカメラの調整又はハンドカメラ等の操作を行うことにより、発注者が指示した任意の場所の映像をリアルタイムで閲覧可能にするほか、作業前と作業後において未処理の記録等がないか映像により確認できること。

7 成果品

(1) 業務完了報告書

受注者は、各作業場所での作業完了後、速やかに重量等を記載した報告書（計量結果の分かる書面を添付する。）を発注者に提出する。

(2) 証明書

受注者は、細断処理の場合はリサイクル証明書を、溶解処理の場合は溶解処理証明書を発行し、同証明書を2の期限までに発注者に提出する。

8 その他

- (1) 記録等の搬出に必要な台車及び養生材等は、受注者において準備する。
- (2) 受注者は、搬出及び記録廃棄処理を行う際、記録等が外部から見えないよう、また、細断片が周囲に飛散しないよう適切な処置を行う。
- (3) 受注者は、記録等が散逸しないよう細心の注意を払う。
また、記録等は確実にすべて記録廃棄処理し、記録廃棄処理が完了するまでの間の記録等は作業場所以外に持ち出してはならない。
- (4) 受注者は、本業務の遂行に当たり、裁判所に来庁した当事者等の通行を妨げることのないよう留意する。
- (5) 受注者は、エレベータ設置のある裁判所においては、記録等の搬出に必要な範囲内で、これを利用することができる。
なお、エレベータ利用に際しては、裁判所に来庁した当事者等の利用を優先させるため、エレベータを一時的に利用できない場合がある。
- (6) 受注者は、作業を実施するに当たり、対象箇所及びその周辺の施設・備品等を損傷しないように十分に注意し、損傷等が生じた場合には、速やかに発注者に報告し、必要な処置を行う。
- (7) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、国が定めた最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断基準を満たすものとする。
- (8) その他、本業務において必要な事項については、発注者の指示に従うものとする。

(別紙2)

単価表

件名 令和7年度事務記録等廃棄作業（単価契約）

	単価（円）
処理費（1kg当たり）	**
○○○○	**, ***
○○○○	**, ***

※上記単価は消費税及び地方消費税相当額を除く（含む）。

【件名 令和7年度事務記録等廃棄作業（単価契約）】

見積合わせ要領

那覇市樋川一丁目14番1号
支出負担行為担当官
那覇地方裁判所長 柴田義明

1 一般事項

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下「裁判所提示文書」という。）について第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本件調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積合わせに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積合わせに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

3 見積書提出期限等

(1) 見積書提出期限

令和7年12月16日（火）午後4時まで（持参、郵送、電子メール及び電子調達システム（GEPS）による提出）

(2) 見積書提出場所

〒900-8567 那覇市樋川一丁目14番1号

那覇地方裁判所事務局会計課用度係（担当：田場・比嘉）

T E L 098-918-3311

E-mail Taba.Miyako010@courts.go.jp

Higa.Kazufumi025@courts.go.jp

(3) 見積合わせの結果連絡

見積書提出期限から7日後までに適宜の方法により連絡する。

4 見積書提出時の留意点

(1) 本件見積書記載金額は、別添「仕様書」に基づき算出した総価額の110分の100に相当する金額（ただし、非課税事業者は総価額）を記載し円価をもって記載すること。

また、契約金額は、見積書に記載された書面上の金額に、消費税等額10パーセントに相当する金額を加算した金額（ただし、非課税事業者の場合は消費税等額は加算しない金額）とする。ただし、加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、契約の申し込みがあったものとする。

* 税込金額による場合の端数処理について

例えば、税抜き金額101円と見積書に記載した場合は、税込金額が111.1円となり、1円未満を切り捨て111円が税込金額となる。税込金額から税抜き金額を算出する場合は、これを参考にすること。

(2) 電子メールの場合

添付の見積書を作成の上、電子メールのタイトルに「件名」、「事業者名」及び見積書提出の旨を記載する。

なお、電子データの形式は「pdf」とする。

(3) 持参及び郵送の場合

添付の見積書を作成の上、封筒に「件名」、「事業者名」を表記する。

(4) 提出期限の徒過

提出期限後は、遅延の原因が天災や配達業者の責によるものとしても、見積書の提出は認めない。

5 契約の相手方について

(1) 提出された有効な見積書のうち、見積書記載金額が当庁の予定価格範囲内で最低の金額の有効見積をした者を契約の相手方とする。

(2) 上記(1)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、直ちに、くじ引きにより相手方を決定する。

(2) 契約の相手方となった者は、契約金額を表示した内訳書を速やかに提出する。

6 照会

(1) 本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付ける。

なお、照会は書面又は電子メールで提出する。

ア 受付窓口

3(2)と同じ

イ 受付時間

午前9時30分から午後4時まで（閉庁日を除く。）

ウ 照会期限

令和7年12月10日（水）午後4時

(2) 本要領に関する公告内容及び業務内容の修正又は追加情報が発生した場合、裁判所は、該当者全員に対して当該情報を提供する。また、照会に対する回答についても同様とする。

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とする。

※電子調達システム（GEPS）を利用する場合

見 積 書

件 名 令和7年度事務記録等廃棄作業（単価契約）

見積金額 金 _____ 円（税抜価格）

電子くじ番号 _____ ※3桁の任意の数字

見積合わせ要領を熟知し、仕様書に従って上記の業務を行うものとします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

（法人の場合は法人名・代表者の資格及び氏名）

責任者氏名・連絡先

担当者氏名・連絡先

那霸地方裁判所 御中